

市町村子ども・子育て支援事業計画
における「量の見込み」の算出等
のための手引き

平成26年1月

◆◇ 目 次 ◇◆

<1> 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨
2. 提供体制確保の実施時期の設定

<2> 量の見込みの算出

I. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

II. 量の見込みの具体的算出方法

1. 家庭類型の分類
2. 教育・保育の量の見込みの算出方法
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

<3> 提供体制の確保の方策及びその実施時期

<4> その他

< 1 > 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要である。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

（子ども・子育て支援法）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3（略）

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10（略）

（子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案））

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

（一）現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

（二）現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

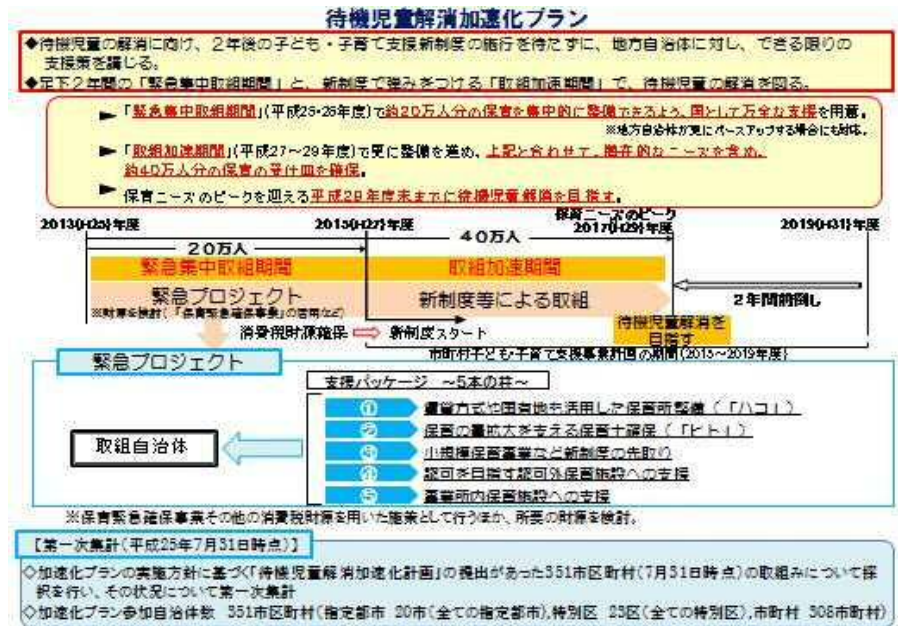
利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

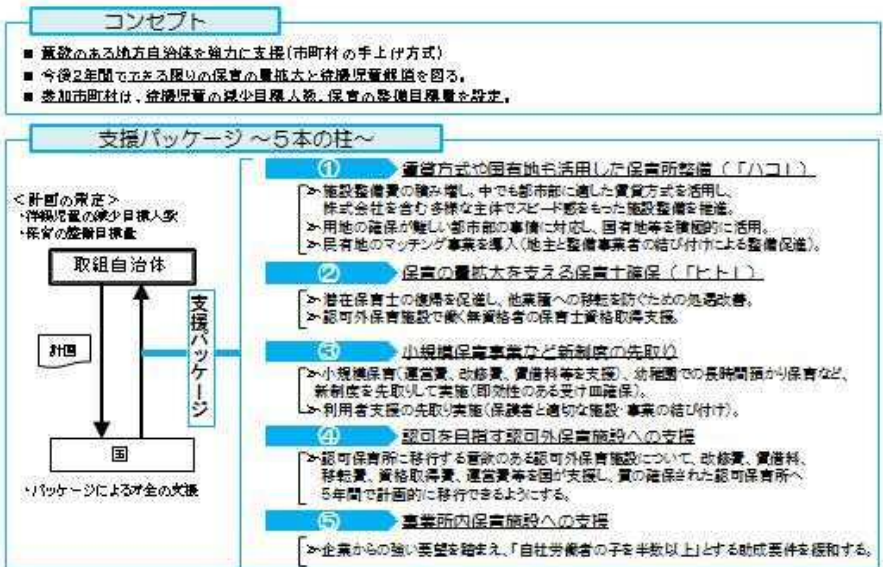
2. 提供体制確保の実施時期の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】待機児童解消加速化プラン



緊急プロジェクト(平成25・26年度)



待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

〇 層在ニーズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、層在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(この他、所要の保育所運営費も確保)

〔注〕以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

～5本の柱～

1. 賃貸方式や国土地も活用した保育所整備【ハコ】

〔施設整備費〕

- 〇 保育所緊急整備事業
- 〔改修費・賃借料等〕
- 〇 賃貸物件を活用した保育所整備事業
- 〔新築費〕
- 〇 小規模保育施設整備促進事業(10月18日付要綱改正で追加)
- 〇 幼稚園併設保育施設整備事業
- 〇 家庭型保育施設整備事業
- 〔土地等の確保〕
- 〔民有地マッチング事業〕
- 〇 国土地、公有地の活用

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

〔小規模保育運営支援事業〕

- 〔新〕〇 小規模保育事業(利用定員8人以上19人以下の施設)への運営費支援(10月18日付要綱改正で追加)
- 〇 グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 〔長時間保育支援事業〕
- 〔新〕〇 幼稚園で行う長時間保育から保育への運営費支援
- 〔利用者支援〕
- 〔新〕〇 利用者支援の強化に向けた専任職員の配置(※)

2. 保育の質の向上を支える保育士確保【ヒト】

〔保育士確保施策〕

- 〇 保育士養成施設新卒者の確保
- 〇 保育士の転業促進支援
- 〇 滞在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置
- 〔新〕〇 再就職研修の実施
- 〔新〕〇 職歴活用促進支援
- 〔保育士の資格取得と継続雇用への支援〕
- 〇 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
- 〇 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付
- 〔保育士の処遇改善〕
- 〇 保育士の処遇改善

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

〔整備費支援〕

- 〔新〕〇 改修費、賃借料等(10月18日付要綱改正で追加)
- 〔運営費支援〕
- 〔新〕〇 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援
- 〔移行費支援〕
- 〔新〕〇 認可化移行可能性調査費
- 〔新〕〇 移転費用、施設費用等(10月18日付要綱改正で追加)
- 〇 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援〔再掲〕

5. 事業所内保育施設への支援

- 〇 施設要件を緩和(※)(平成26年度予算概算要求中)

保育の量的拡大と質の確保

〔注1〕「5. 事業所内保育施設への支援」は労働保険料助成、その他の事業は安心こども基金により実施。

〔注2〕※は対象を後計(保育園等運営費助成事業)の活用など。〔次年度以降も同様〕

3

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み(略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一)で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次としている平成二十九年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(以下略)

＜２＞量の見込みの算出

Ⅰ．全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表１ 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5 歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5 歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0 歳、1・2 歳
4	時間外保育事業	0～5 歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3 年生、4～6 年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18 歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5 歳 0～5 歳
9	病児保育事業	0～5 歳、1～6 年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5 歳、1～3 年生、 4～6 年生
11	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生

Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。なお、この標準的な算出方法は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成 25 年 8 月 6 日付け事務連絡）の別紙 4 「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただしこの場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

1. 家庭類型の分類

（1）概説

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。家庭類型の種類の、タイプ A からタイプ F の 8 種類となっている。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出する。また、子どもの年齢区分により、0 歳～就学前、0 歳、1・2 歳、3 歳～就学前の 4 パターンを作成することが必要である。

なお、十分な調査客体数を得られる場合は、祖父母による支援、地域・友人の支え合いの状況を踏まえ、更に細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

図表 2 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部 ¹⁾)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム

¹⁾ タイプ C とタイプ C'、タイプ E とタイプ E' の区分方法については、p.12 参照。

	(就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

※各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。以下同じ。

「家庭類型」と全国共通で「量の見込み」を算出する項目(対象事業)の関係をみると、タイプ C'(フルタイム×パートタイム〔月 下限時間未満、あるいは月 下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ D(専業主婦(夫)家庭)、タイプ E'(パートタイム×パートタイム〔いずれかが月 下限時間未満、あるいは月 下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ F(無業×無業)は、専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭(以下「就労時間短家庭」という。)として、「教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)」に分類される。

タイプ A(ひとり親家庭)、タイプ B(フルタイム×フルタイム)、タイプ C(フルタイム×パートタイム〔月 120 時間以上、あるいは月 下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ E(パートタイム×パートタイム(双方が月 120 時間以上、あるいは月 下限時間から 120 時間の一部))は、保育の必要性の認定を受け得る家庭として、年齢に応じて「保育認定②(認定こども園及び保育所)」、あるいは「保育認定③(認定こども園及び保育所、地域型保育)」に分類される。

但し、ひとり親家庭(タイプ A)、共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定①(幼稚園)」に分類される。

図表 3 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプ C' : フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ D : 専業主婦 (夫) ・タイプ E' : パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ F : 無業×無業	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
・タイプ A : ひとり親家庭 ・タイプ B : フルタイム×フルタイム ・タイプ C : フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ E : パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部)	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
 ※ただし現在幼稚園利用	 2 保育認定① (幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

これらの「家庭類型」を算出するために必要となるデータは、「調査票のイメージ」において、父母の有無、母親の就労状況、父親の就労状況、母親の就労意向、子どもの年齢に関する下記の設問である。

例えば、父母の有無について、「調査票のイメージ」の問 4 (調査票の回答者) で「3. その他」と回答している場合は集計対象から除外する。問 4 で「1. 母親」あるいは「2. 父親」と回答し、かつ問 5 (配偶関係) で「2. 配偶者はいない」と回答した場合、「ひとり親家庭」となる。

図表 4 家庭類型算出のための必要となるデータ

項目	設問番号
父母の有無	問 4、問 5 ※問 4 で「3.その他」と回答→集計対象から除く。 ※問 4 で「1.母親」あるいは「2.父親」と回答、かつ問 5 で「2.配偶者はいない」と回答→「ひとり親家庭」となる。
母親の就労状況	問 12 (1)、(1)－1
父親の就労状況	問 12 (2)、(2)－1
母親の就労意向	問 13 (1) (パートタイムからフルタイムへの意向) 問 14 (1) (無業から就労への意向)
子どもの年齢	問 2 ※調査又は抽出時点における年齢とする。

注) 上記対象設問の何れかが無回答のサンプルは、集計対象から除く。(ひとり親家庭で問 12(1)、(2)のいずれかが無回答であるものを除く。)

（２）現在の家庭類型の算出方法

現在の家庭類型の算出方法には、ステップ１からステップ３までの段階がある。

＜ステップ１＞ タイプＡ（ひとり親家庭）の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。

- ① 問４（調査票の回答者）で「３.その他」と回答している場合
→ 当該サンプルを集計対象から除く。
- ② 問４で「１.母親」あるいは「２.父親」と回答、かつ問５（配偶関係）で「２. 配偶者はいない」と回答している場合
→ 「タイプＡ：ひとり親家庭」と設定する。

（参考：関連設問）

問４ この調査票に回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号１つに○をつけてください。

1. 母親	2. 父親	3. その他（	）
-------	-------	---------	---

問５ この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号１つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる	2. 配偶者はいない
-----------	------------

<ステップ2> タイプBからタイプFの算出

- ① 算出対象サンプルから「タイプA：ひとり親家庭」に設定されたサンプルを除く。
- ② 問12(1)(母親の就労状況)、問12(2)(父親の就労状況)について、選択1と2、選択肢3と4、選択肢5と6は、それぞれ足し合わせ、ひとつのカテゴリーとする。
- ③ 上記の選択肢3と4(パート・アルバイト等で就労)のカテゴリーについて、(1)－1、(2)－1(週当たりの「就労日数」・1日当たりの就労時間)を月単位に変換(※)して分類する。

※1週当たり α 日×1日当たり β 時間×4週間

- ④ ③を反映させた問12(1)と問12(2)をクロス集計する。

(参考：関連設問)

問12(1) 母親【父子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない

問12(1)－1 (1)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週あたり□日 1日当たり□□時間

※問12(2)、問12(2)－1は、父親の就労状況に関する設問。選択肢は問12(1)、問12(1)－1と同じのため省略。

クロス集計の結果、3歳から5歳のタイプBからタイプFの設定は以下のとおりとなる。

タイプC、タイプEについては、父親、母親の何れか、または父親と母親両方の月単位の就労時間が「下限時間以上 120 時間未満」で、かつ以下の基準に該当する場合、タイプC、タイプEと設定される。

【タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'の区分方法（3～5歳）】

- ① 問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
→タイプC'（タイプCから除く）、またはタイプE'（タイプEから除く）
- ② ①以外
→タイプC、タイプEのまま

図表 5 クロス集計によるタイプBからタイプFの設定（3～5歳）

父親		母親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF

0～2歳児についても同様のマトリックスを作成し、「下限時間以上 120 時間未満」の区分については、以下の方法で区分けすることを原則とする。ただし、「パートタイム」の区分について、「下限時間以上」「下限時間未満」の2区分とし、「下限時間以上」を同様に以下の方法で区分することも考えられる。

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 小規模な保育施設（国が定める最低金に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）
6. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
8. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
9. その他の認可外の保育施設
10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
- 11 ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
12. その他（ ）

＜ステップ3＞ 年齢区分別の集計

集計したタイプAからタイプFの家庭類型構成比に、問2（子どもの生年月）から算出した年齢データ（3区分したもの：0歳、1・2歳、3歳以上）をクロス集計する。

図表6 家庭類型のアウトプットイメージ

家庭類型区分		年齢区分別	年齢統合 (0歳～就学前)
タイプA:ひとり親家庭	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプB:フルタイム×フルタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC:フルタイム×パートタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC':フルタイム×パートタイム(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプD:専業主婦(夫)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE:パート×パート	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE':パート×パート(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプF:無業×無業	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	

注) 年齢区分別構成比は、各年齢ごとに合計が100%となる。

（３）潜在的な家庭類型の算出方法

潜在的な家庭類型の算出方法には、ステップ 1 からステップ 10 までの段階がある。

なお、子どものいる父親の大半がフルタイム就労であり、就労状況の変更希望も少ないことに鑑み、作業の簡素化のために母親の就労状況の変化に着目した潜在的な家庭類型の算出方法のみ記載するが、市町村の判断で、同様に父親の就労状況の変化も見込むことも考えられる。

＜ステップ 1＞ 潜在タイプ A（ひとり親家庭）の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。現在の家庭類型と同じ。

＜ステップ 2＞ 潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプ B（以下「潜在タイプ B」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプ B（以下「現在タイプ B」という。）に、

- ①母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプ C、タイプ C'からの転換）、
- ②母親の無業からフルタイムへの意向（タイプ D からの転換）を加える必要がある。

なお、ステップ 2 以降の作業については、構成比ではなく実数で考えることとする。

①母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプ C とタイプ C'のうち、「父親がフルタイム」の場合

→問 13 (1)（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者

→タイプ B に加え、タイプ C、タイプ C'からは除く。

図表 7 パートタイムからフルタイムへの以降
(タイプC、タイプC' からタイプB への転換)

父親	母親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上				
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF

(参考：関連設問)

問13 問12の(1)または(2)で「3. 4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。
フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

②母親の無業からフルタイムへの意向

・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択

→タイプBに加え、タイプDからは除く。

図表 8 無業からフルタイムへの意向（タイプ D からタイプ B への転換）

父親	母親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上				
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF

（参考：関連設問）

問 14 問 12 の（1）または（2）で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 15 へお進みください。

就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する口内には数字をご記入ください（数字は一枠に一字）。

（1）母親

1. 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
2. 1 年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1 年以内に就労したい
 - 希望する就労形態 ア. フルタイム（1 週5 日程度・1 日8 時間程度の就労）
 - イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
 - 1 週当たり□日、1 日あたり□□時間

③潜在タイプ B の算出

- ・現在タイプ B と①と②の移動分を足し合わせる。

＜ステップ3＞ 潜在タイプC（フルタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC（以下「潜在タイプC」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプC（以下「現在タイプC」という。）に、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）、
- ②母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプEからの転換）
- ③母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上

→そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

→タイプCに加え、タイプDからは除く。

※「月単位の就労時間」については、問14(1)の「1週当たり α 日×1日当たり β 時間×4週間で計算する。

※「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では②、0～2 歳の基準では①がタイプ C に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
- ② ①以外
→タイプ C に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
→タイプ C に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

図表 9 無業からフルタイムへの意向（タイプ D からタイプ C への転換）

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

②母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプ E のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 13（1）（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプ C に加え、タイプ E から除く。
- ・タイプ E' のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 13（1）（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプ C に加え、タイプ E' から除く。

③母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプ D のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
→タイプ C に加え、タイプ D から除く

図表 10 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
（タイプ D、E、E' からタイプ C への転換）

父親		母親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF

④潜在タイプ C の算出

- ・現在タイプ C からタイプ B への移動分を除いたものに、①、②、③の移動分を足し合わせる。

＜ステップ4＞ 潜在タイプC'（フルタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC'（以下「潜在タイプC'」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプC'（以下「現在タイプC'」という。）に加え、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）、
- ②母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプE'からの転換）
- ③母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加えるがある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

→タイプC'に加え、タイプDからは除く。

※「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3～5歳の基準では①、0～2歳の基準では②がタイプC'に加える者に該当する。

【3～5歳】

- ① 問15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
→タイプC'に加え、タイプDからは除く

- ② ①以外

【0～2歳】

- ① 問15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢3から9）を選択した者、及び
問15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢3から10）を選択した者

- ② ①以外

→タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 11 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプC'への転換）

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育児・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF

②母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプE'のうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
→問13(1)（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプC'に加え、タイプE'からは除く。

③母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
→問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
→タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 12 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
(タイプE'、DからタイプCへの転換)

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

④潜在タイプC'の算出

- ・現在タイプC'からタイプBへの移動分を除いたものに、①、②、③の移動分を足し合わせる。

<ステップ5> 潜在タイプE（パートタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE（以下「潜在タイプE」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプE（以下「現在タイプE」という。）に、

①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上
→そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）
→タイプEに加え、タイプDからは除く。

※「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では②、0～2 歳の基準では①がタイプ E に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
- ② ①以外
→タイプ E に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
→タイプ E に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

②潜在タイプ E の算出

- ・現在タイプ E からタイプ C への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

図表 13 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプEへの転換）

父親		母親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'	
	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF

＜ステップ6＞ 潜在タイプE'（パートタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE'（以下「潜在タイプE'」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプE'（以下「現在タイプE'」という。）に、

①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出したC'への移動分を除く必要がある。

① 母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合

→問 14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合

→問 14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」下限時間

※「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3～5歳の基準では①、0～2歳の基準では②がタイプE'に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15－1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
→タイプ E' に加え、タイプ D から除く
- ② ①以外

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15－1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
- ② ①以外
→タイプ E' に加え、タイプ D から除く

②潜在タイプ E' の算出

- ・現在タイプ E' からタイプ C、タイプ C' への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

図表 14 無業からパートタイムへの意向（タイプ D からタイプ E' への転換）

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
					120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'				
	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプD				
	120時間未満 下限時間以上								
	下限時間未満		タイプC'	タイプE'					
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF		

＜ステップ7＞ 潜在タイプD（専業主婦（夫））の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプD（以下「潜在タイプD」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプD（以下「現在タイプD」という。）に、

①母親の無業からパートタイム・フルタイムへの意向（タイプFからの転換）を加える必要がある。（潜在タイプD－1）

この場合、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出した潜在タイプC'への移動分、ステップ5で算出した潜在タイプEへの移動分、ステップ6で算出した潜在タイプE'への移動分を除く必要がある。

また、②母親のパートから無職への意向（タイプC、C'、E、E'からの転換）については、市町村の判断で、タイプDに加え（潜在タイプD－2）、タイプC、C'、E、E'から除くことも可能である。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプF（無業×無業）の場合、
→問14（1）（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択
→タイプDに加え、タイプFからは除く。

②潜在タイプD－1の算出

- ・現在タイプDから、タイプB、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

③母親のパートから無職への意向（潜在タイプD－2）の算出

- ・タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'のうち、「父親がフルタイムまたはパートタイム」の場合
→問13（1）で母親が「4. パート・アルバイト等（フルタイム以外）をやめて子育てや家事に専念したい」を選択
→タイプDに加え、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'からは除く。

図表 15 無業からパート・フルタイムへの意向（タイプ F からタイプ D への転換）等

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育児・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF	

＜ステップ8＞ 潜在タイプ F（無業×無業）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプ F（以下「潜在タイプ F」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプ F（以下「現在タイプ F」という。）から、他のタイプへの移動分を除いたものである。

また、②母親のパートから無職への意向（タイプ D からの転換）については、市町村の判断で、タイプ F に加え、タイプ D からは除くことも可能である。

① 現在タイプ F から、他のタイプへの移動分を除く。

② 母親のパートタイプから無職への意向を加える。

タイプ D のうち、「父親が無職」の場合

→問 13 (1) で母親が「4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて

子育てや家事に専念したい」を選択

→タイプ F に加え、タイプ D からは除く。

＜ステップ9＞ 年齢区分別のクロス集計

タイプ A から F のデータに、問 2 から算出した年齢区分のデータをクロス集計する。

＜ステップ10＞ 構成比の算出

タイプ A から F 及びその年齢区分別データの構成比を算出する。

図表 16 家庭類型集計結果の入力シート

I. 家庭類型集計結果	シートA
-------------	------

■0歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■0歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■1・2歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■3歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

2. 教育・保育の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「教育・保育」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

図表 17 家庭類型と関連する事業の分類（再掲）

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプ C'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満＋月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ D：専業主婦（夫） ・タイプ E'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満＋月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ F：無業×無業	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) ＜専業主婦家庭、就労時間短家庭＞
・タイプ A：ひとり親家庭 ・タイプ B：フルタイム×フルタイム ・タイプ C：フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上＋月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ E：パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上＋月下限時間～120 時間の一部)	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所＋地域型保育)
↓ ※ただし現在幼稚園利用	→ 2 保育認定①（幼稚園） (共働き家庭幼稚園利用のみ)

1) 対象となる潜在家庭類型

2) 対象年齢

3) 利用意向率

12. その他 ()

図表 18 利用意向率集計結果の入力シート（1号認定）

■3歳～就学前家庭のみ

①1号認定（認定こども園及び幼稚園）

	現在の利用率（割合）	利用意向率（割合）
タイプC' フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	（任意）	
タイプD 専業主婦（夫）	（任意）	
タイプE' パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	（任意）	
タイプF 無業×無業	（任意）	

4）量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、各年の年齢各歳別のデータを用いる。

なお、この推計における年齢各歳別のデータの算出については、平成 15 年 8 月「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ 人口推計」を参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030819/2b.html>

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」（平成 25 年 3 月）も適宜活用されたい。

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 19 量の見込みの算出プロセス（1号認定）

■3歳～就学前家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)		c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

<ニーズ量の算出>

①<1号認定>（認定こども園及び幼稚園）

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

(2) 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

2) 対象年齢

3 歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 15-1 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

（参考：関連設問）

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 利用している 2. 利用していない

問 15-1 問 15 で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
6. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
7. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
8. その他の認可外の保育施設
9. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
10. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
11. その他（ ）